

(様式2)

神奈川県立三浦ふれあいの村

指 定 管 理 者      提 案 書

団体名	財団法人      横浜YMC A
-----	-------------------

## 目 次

団体の概要	3
はじめに　～応募にあたって～	6
Ⅰ サービスの向上について	
1 指定管理業務の実施にあたっての考え方について	
横浜YMCAのふれあいの村指定管理の基本的な考え方	13
平等性についての考え方	14
公共性についての考え方	15
2 施設の維持管理について	17
3 利用者への対応	18
Ⅱ 管理経費の節減等について	
1 適切な積算	20
収支計画	21
※事業費の内訳書 該当せず	22
人件費内訳書	23
Ⅲ 団体の業務遂行能力について	
1 人材の能力について	
(1) 執行体制について	24
(2) 人材育成等について	26
(3) 業務委託チェック体制について	28
2 法令等を遵守する能力について	
(1) 諸規定の整備について	29
(2) 個人情報保護の考え方	30
(3) その他について	33
3 その他	35
(付記) 三浦ふれあいの村運営組織図	36
横浜YMCA運営組織図	37

## 団 体 の 概 要

(平成 22 年 4 月現在)

ふりがな 団体名	よこはま わいえむしいえい 財団法人 横浜 Y M C A		
所在地	〒 2 3 1 - 8 4 5 8 横浜市中区常盤町 1 - 7	電話番号	045-662-3721
代表者	山田 尚典 (理事長)	F A X	045-651-0223
設立期日	1 8 8 4 (明治 1 7) 年 1 0 月 1 8 日 (横浜基督教青年会=設立当時)		
沿 革  関 連 性 の 高 い も の を 抜 粋	<p>日本初のプロテスタント教会である横浜海岸教会の 5 名の青年によって設立</p> <p>1885 年 (明治 18 年) 横浜市真砂町の借館に Y M C A 英語研究会設置</p> <p>1886 年 (明治 19 年) 会則・規則制定、役員選出</p> <p>1904 年 (明治 37 年) 会報 (月刊) 発刊開始</p> <p>1905 年 (明治 38 年) 理事制度開始</p> <p>1914 年 (大正 3 年) 財団法人設立認可 (6 月 30 日)</p> <p>1916 年 (大正 5 年) 現在地 (中区常盤町) に初代 Y M C A 会館開設 (10 月 18 日)</p> <p>1923 年 (大正 12 年) 全国の Y M C A の協力を得て、関東大震災被災者支援事業実施</p> <p>1925 年 (大正 14 年) 辻堂西海岸にて夏季臨海学校テント村開設 (1940 年まで継続)</p> <p>1956 年 (昭和 31 年) 真鶴にキャンプ場開設 (1969 年同所にリトリートハウス開設)</p> <p>1975 年 (昭和 50 年) 横浜市中区常盤町に現横浜中央 Y M C A 会館落成 (10 月 18 日)</p> <p style="text-align: center;">以降、県内各地の Y M C A 会館建設に着手</p> <p>1976 年 (昭和 51 年) 横浜文化賞受賞</p> <p>1978 年 (昭和 53 年) 青少年指導者育成基金設置 (1982 年、目標 1 億円に到達)</p> <p>1884 年 (昭和 59 年) 神奈川文化賞受賞</p> <p>2007 年 (平成 19 年) 神奈川県立三浦ふれあいの村指定管理者業務開始</p> <p>2007 年 (平成 19 年) 富士山 Y M C A グローバルエコヴィレッジ (野外教育施設) 開設</p> <p>2009 年 (平成 21 年) 創立 125 周年記念事業举行</p>		
業務内容	<p>◇青少年教育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康教育活動事業</li> <li>・野外教育活動事業</li> <li>・文化・芸術活動事業</li> </ul> <p>◇学校教育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門学校 (医療分野、文化教養分野、社会福祉分野)</li> <li>・専門学校付帯事業 (通関士講座、日商簿記講座)</li> <li>・高等学院 (神奈川県教育委員会指定高等学校技能連携校 - 高卒資格取得)</li> <li>・発達障がい児・者支援事業</li> </ul> <p>◇子育て支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育所、子育て支援センター</li> <li>・学童保育所、横浜市放課後キッズクラブ</li> </ul>		

◇語学教育事業

- ・英語教育、その他外国語教育事業
- ・日本語教育事業（留学ビザ資格付与）
- ・英語幼児園事業

◇高齢者支援事業

- ・介護予防活動事業
- ・各種社会福祉分野資格等取得講座、国家試験対策講座

◇地域協働事業

- ・指定管理者受託事業
  - ①神奈川県立三浦ふれあいの村
  - ②横浜市踊場地区センター
  - ③横浜エイズ市民活動センター
- ・受託事業（川崎市、藤沢市他介護予防指導）
- ・かながわ外国人住まいサポートセンター
- ・かながわレッド・リボン・プラザ
- ・A I D S文化フォーラム
- ・災害ボランティアネットワーク（神奈川県、各市区）
- ・鎌倉車いすと共に歩む会 他
- ・対人地雷をなくす会
- ・かながわ開発教育センター（K-DEC）
- ・Y M C A 賛助会（児童養護施設支援事業他）

◇国際協力事業

- ・国際・地域協力募金
- ・聴覚障がい青少年国際キャンプ
- ・日中韓少年交流サッカー大会
- ・インターナショナル・キャンプ・カウンセラー・交換事業（派遣・受入）
- ・韓国光州Y M C A 職員相互派遣・受入
- ・台湾台北Y M C A 駐在職員派遣
- ・タイ国バンコクY M C A 駐在職員・ボランティア派遣、職員研修受入

◇支援事業

- ・インターナショナル・チャリティ・ラン（障がい児・者事業支援金）
- ・タイ国児童保護活動及び就学（大学）支援事業（Y M C A パヤオセンター）
- ・国際ボランティア・イン・タイ
- ・ミャンマー・ボランティアの旅（過疎地医療支援、医療者派遣）
- ・アフガニスタン難民支援事業

◇青少年指導者養成事業

- ・青少年指導者育成基金
- ・BAPY（Be A Partner of Youth find）子ども支援基金（参加費用助成事業）
- ・夢すくすく賞（他団体表彰・支援事業）

	<p>◇加盟（構成）関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本YMCA同盟 ・アジア・太平洋YMCA同盟 ・世界YMCA同盟</li> </ul> <p>◇関連公益法人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人 横浜YMCA 専門学校2校</li> <li>・社会福祉法人 横浜YMCA福祉会 デイ・サービス グループホーム 地域包括支援センター 地域ケアプラザ 地域交流センター指定管理者 他 認可保育所（12園）、子育て支援センター</li> <li>・特定非営利活動（NPO）法人 YMCAコミュニティサポート 横須賀市立市民活動サポートセンター指定管理者</li> </ul>			
<p>主な実績</p> <p>2009年度</p>	<p>指定管理者業務</p> <p>神奈川県立三浦ふれあいの村（2006年4月～） 横浜市踊場地区センター（2004年12月～） 横浜エイズ市民活動センター（横浜市、2010年4月～）</p> <p>補助金等対象業務</p> <p>放課後学童クラブ（7事業所）、 横浜市放課後キッズクラブ（6校）</p> <p>関連法人（職員人事交流＝出向派遣等）</p> <p>指定管理業務 （NPO法人YMCAコミュニティサポート） 横須賀市立市民活動サポートセンター</p> <p>宿泊研修施設 （学校法人横浜YMCA） 富士山YMCA（静岡県富士宮市、野外活動を含む総合教育・研修施設） （特定公益増進法人財団法人日本YMCA同盟） 国際青少年センター東山荘（静岡県御殿場市、同上総合教育・研修施設）</p>			
<p>財政状況</p> <p>(単位千円)</p>	年 度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	総 収 入	3,721,646,976	3,754,472,978	3,507,212,057
	総 支 出	3,662,430,595	3,638,476,892	3,499,780,370
	当期損益	59,216,381	115,996,086	7,431,687
	累積損益	7,491,425,573	7,606,702,777	7,817,626,419
<p>応募に関する担当連絡先</p>				
ふりがな 氏 名	[REDACTED]		部署・職名	[REDACTED]
電話	045-662-3721	FAX	045-651-0223	E-Mail [REDACTED]

## はじめに ～応募にあたって～

## 1 ふれあい教育と社会環境の認識

自然の中での自らの実体験をとおして幼児・児童・生徒等（以下「青少年」という。）が人との交流、自立心の涵養、協調性等を育む「ふれあい活動」の舞台として、神奈川県立ふれあいの村（以下「ふれあいの村」という。）が設けられ、将来にわたり神奈川県の教育政策の重要な役割の一端を担うことが期待されている。

人々を取り巻く環境は日々急激に変化し続け、「個」と「社会」の関わりに関する課題も様々な側面を見せ、「生きる力」が求められる時代にもなっている。また情報技術の発達により、現実と仮想（バーチャル）の世界の区別が曖昧になっている事例さえ見受けられ、青少年の思考や行動に大きな影響をもたらし、発達段階にある青少年の生き方に大きな光と影となって顕著に現れている。

このような状況の中、青少年ひとり一人が社会を形成する大切な個として尊重され、他者を思いやり、協力し、役割を担い、責任を果たす、発達刺激とする教育の仕組みが社会全体から希求されている。現代の青少年は、特に都市部に育つ者を中心に、命輝く自然の中での原体験を得る機会が減少している。動植物の命に直接触れ、他者と構成する小集団での活動の中で、目標に向かって努力する過程や、失敗をしながらも目的を達成する喜びの体験は、青少年の人間としての人格形成に大きな影響を及ぼす。命を育む豊かな自然を活かし、単なる施設・設備の提供に留まることなく、ふれあい教育活動の実践の場面として、利用する青少年ひとり一人の命輝く活動の場として、質の高い教育プログラムを総合的に提供していく必要がある。

また、青少年に加えて、成人、家族等社会を構成する様々な利用者が、ふれあいの村での活動を通して、スモール・コミュニティの大切さに気づき、その形成方法を体得し、日常生活でのコミュニティ形成を図り、社会を形作る一員としての自覚と絆を大切にするマインドを涵養する場として重要な役割を担うことが期待されている。

## 2 YMCAとしての今回の応募の動機

ふれあいの村の運営は、現行の指定管理者制度に移行するまでの2005年度以前は、「財団法人神奈川県ふれあい教育振興協会（以下「振興協会」という。）」が3村全ての運営を担ってきた。2006年度より、ふれあいの村への指定管理者制度導入による運営の第1期の指定管理者として、ふれあいの村3村のうち「三浦ふれあいの村」指定管理業務をYMCAが、他の「足柄」、「愛川」の2ふれあいの村の運営を振興協会が共に担ってきた。したがってYMCAは三浦ふれあいの村を振興協会からの引き継ぎを受け、またふれあいの村3村全体としては2者が協力して運営にあたった。それまで、ふれあいの村の運営を一手に担ってきた振興協会の、長年の経験による蓄積と、質の高い職員による業務運営の一員に加わり、さらに民間の立場から、教育活動の本質を失うことなく、利用者の視線に立つ運営を加えるよう心がけた。今般、振興協会の法人解散という神奈川県の施策を聞き及び、神奈川県民にとつ

て重要な教育施設であるふれあいの村の運営について、これまで築き上げられたふれあいの村の教育・文化風土を途切れさせることなく、さらなる進歩をもたらす運営をYMCAが担う覚悟を決めた。振興協会のこれまでの優れた働きに格段の敬意を表すると共に、その土台の上にさらに幅広い視点を加えた新たな教育サービス提供者としての務めを果たし得るとの判断をし、決意を固めた。

### 3 YMC Aの青少年教育・野外活動教育の考え方

横浜YMCAが創立以来百余年にわたり長く社会教育としての青少年育成に主眼を置いた活動に取り組む中で、野外活動を一つの柱として用い、野外活動施設、キャンプ場等の運営にあたり、またプログラムを提供してきた実績を有し、この蓄積を広く神奈川の青少年に提供すべきと考えている。

全国のYMCAでは林間立地、湖畔立地、海洋立地等様々な態様の21箇所のキャンプ場（宿泊研修施設9箇所を含む）を運営している。横浜YMCAでは、1925年（大正14年）に辻堂西海岸において神奈川県における歴史上初のキャンプを実施し、2007年には、43haの広大な敷地を持つ新しい野外活動施設を富士山麓に開設しその伝統を継承している。全国及び世界大のYMCAのネットワークを用い、蓄積された経験による野外活動に対する考え方や技術、知識を駆使し、青少年をはじめとする全ての利用者に質の高い教育支援を継続的に提供している。この教育の働きは一朝一夕に成果が実る場合ばかりではなく、ひとり一人の心に蒔かれた生きる力の種は、その後の人生の中で、様々な場面・時期に開花することになる原体験と考え、その舞台の一つとしてふれあい教育事業にも長期的に取り組みたい。

地球の未来を担う青少年が自然の中での共同生活を通して体験するひとつ一つの要素が、人間形成に不可欠である価値形成につながる。YMCAではキャラクター・ディベロップメント運動として、全ての活動の中で価値教育を展開している。これは、Caring（思いやり）、Honesty（誠実さ）、Responsibility（責任感）、Respect（尊敬心）の4要素を掲げ、それぞれの個人が、あらゆる場面でこれを涵養していこうというものである。自分以外の貴重な他者の存在を認知し、それぞれの違いを認め合い、平和が尊ばれ命や人権が尊重される福祉社会を自ら築き上げていこうという姿勢を生み出す基であり、この価値観がひとり一人の青少年、ひとつ一つの家庭、それぞれのコミュニティで発揮されることを意図し、継続して行っている。この運動こそがYMCAがふれあいの村で実施する活動について、これまでの伝統や教育・文化風土に加え、新たに注ぎ込む根幹の一つを成すものであり、指導者を含む多くの利用者に伝えていきたい。

また、青少年の育成には、本人はもとより、家庭、学校、地域、社会が一体となった取り組みが必要であり、そのためにはコミュニティの形成が不可欠である。YMCAの全ての活動は小集団での活動を原則とし、グループワークの手法を用いて運営に取り組み、スモール・コミュニティ造りから始め、やがては地域、世界大のコミュニティの形成に繋がり得るよう活動に取り組んでいる。

### 4 YMC Aとは

名称は、「Young Men's Christian Association」の頭文字で、日本語訳は「キリスト教青年会」とし、今日では「YMCA」を正式名称として用いている。1844年に産業革命只中のイギリス・ロンドンで、勤労青年によって設立された。その後急速に世界大に広まり、それぞれの国・地域で固有の社会の課題解決のための役割を担っている。日本には1880年に、

米国から東京に伝わり、横浜YMCAは1884年に日本初のプロテスタント教会として大棧橋の入口付近に設けられた横浜海岸教会の青年たちによって創立された。日本におけるYMCAの発展期にも米国からの多大な支援・指導を受け、米国YMCA型のスポーツや野外活動を中心とした事業を基盤としたYMCAとして発展した。米国YMCAが創案し普及させたバスケットボールやバレーボールが日本にもたらされたのもこの経路であり、日本における西洋スポーツの黎明期には、YC&AC（Yokohama Country & Athletic Club=1868年横浜クリケットクラブとして創立、現横浜スタジアム付近に施設を有した、在日外国人で組織するスポーツを中心とした社交クラブ）と共に神奈川の競技スポーツや青少年スポーツの普及・発展に大きく寄与した。世界の各個のYMCAがそれぞれ、「アジア・太平洋YMCA同盟」（事務局は中国・香港）、「世界YMCA同盟」（事務局はスイス・ジュネーブ）を構成し、国連にも名を連ねている。

日本における法制上の位置づけは、社会教育法（1949年）に規定される社会教育団体であり、文部省（当時）局長通達に「YMCA」と例示されている。従前は民法に規定される財団法人であり、現在は根拠法制の変更による移行期にあたり、特例民法法人に位置づけられており、今秋には新法による法制上の公益財団法人への移行手続きを行う予定である。現在の主務官庁は神奈川県教育委員会（教育局企画調整部企画調整課）。なお、近年では事業の必要性に応じ、神奈川県における関連法人として、学校法人横浜YMCA、社会福祉法人横浜YMCA福祉会、特定非営利活動（NPO）法人YMCAコミュニティサポートを設置し、それぞれの領域で活動している。

2006年には全国のYMCAとともに、次の「YMCAの願い」を制定した。

YMCAは、

子ども・家族・地域社会を育み共に支えあう社会作りを目指し、ボランティアによって運営されています。

YMCAの活動は、

年齢や性別、国籍や民族、また能力の違いや宗教にかかわらず、すべての人にひらかれています。

YMCAでは活動をとおして次のことを学びます。

「自分のいのちとみんなのいのちを大切にすること」

「家族、地域のひとりとして責任があること」

「世界と地球を見つめ、考え、行動すること」

「ボランティア精神とリーダーシップを身につけること」

「すこやかな心とからだを育むこと」

YMCAでは、これらを実現するために、

「思いやり」「誠実さ」「尊敬心」「責任感」をすべての場面で大切にしています。

## 5 ふれあいの村指定管理業務運営全般に関する重点事項概要（各論は後述）

### ①運営の安定性

業務の実施に際して留意すべきことの一つに運営の継続性、安定性があげられる。この視点から、これまでの運営を踏まえた上で業務遂行にあたる必要がある。ふれあいの村に限らず、教育場面でのサポート業務については一定の水準が維持されることは当然のことながら、そのためにも相当程度の一貫性が必要である。利用する青少年個人は年々入れ替わって



いく場合が多いが、学校利用については学校教育活動の一環としてふれあいの村を利用するわけであり、学校の経営方針に沿った一貫した教育場面の提供及び支援が必要である。この意味で、根幹的な部分での急激かつ大きな転換は重大なリスクとなる。YMCAではこれまでのふれあいの村の歩みに新たな視点からのアプローチを加えていくことを主体に業務遂行を行い、一貫性を保持した上での変革に努める。YMCAの青少年育成を柱とした長年の歴史に加え、近年は指定管理者としての経験を得てその職責を果たしている。またYMCA全体が社会教育団体としての位置づけを自己認識しており、YMCAに携わる全ての者が教育的責任の自覚を持って業務遂行にあたっており、教育を目的とする利用者に安心して活動ができる環境を提供することができる。またYMCAは、財政的にも、事業的にも一個の独立した団体であり、自らが意志決定をし、業務遂行を行うことができ、一貫性を保持しつつ、利用者の細かな必要に柔軟に対応した運営を可能にする。

## ②教育の専門性

YMCAは創立以来百余年の間、いつの時代にあっても一貫して青少年教育を活動の中心に据えて事業を展開してきた。変革する時代の中にあって、その時々、社会的な必要性に応じつつも、常に青少年と共にその歩みを進めてきた。伝統的に、グループ・ワークの手法を中心にリーダーシップの開発を目標に歩んできた。この流れは創立126年目を迎えた今日でも変わることなく、教育におけるその専門性と多様性を維持している。また、職員には教員免許状所持者や大学における教育領域の学業修得者も多く、基礎的な知識に不足を生じることはない。その上に、民間における社会教育の広範な視点から利用者の教育活動の支援をすることができる。また、YMCAを支えるボランティア会員にはいわゆる学識経験者、大学や高等学校の教員等の教育職員、企業家も多く、日常的に様々な指導・協力という支援を受け続けている。

## ③地域連携

県立施設の運営にあたって、今日的な一つの課題として、各ふれあいの村が、その立地する地域との連携を強め、地域に支えられて存在し、運営していくことが不可欠となっている。社会における人々の権利意識が強まり、また開設当初の設置意図・目的を必ずしも十分には理解していない施設近隣の県民、さらに、ふれあいの村設置よりも後に近隣に住まうことになった県民と、その背景も考え方・ふれあいの村に対する受け止め方も一層多様なものとなっている事実があり、活動を円滑に行い続けるためには近隣住民の理解と協力は欠かせないものとなっている。この状況を鑑み、YMCAでは近隣住民への細やかな配慮をしつつ、ふれあいの村を中心とした近隣住民とのコミュニティの形成に積極的に取り組む。

## ④運営の合理化（収支構造改善）と利用者の利便拡大への取組

諸々の事情から、諸施策の経費削減、収支構造の大幅な改善が迫られていると認識する。従前から行っている方法として費用の削減がある。教育効果を低下させることなく、費用を削減する努力を続けることは当然のことである。特に人件費を中心に費用の削減を計る方策を検討し調整したい。振興協会との比較では、常勤職員12名の人的規模の場合、年間の職員総所定労働時間は1名減員した11名体制で、YMCAの場合、振興協会運営時の97%をカバーできると試算し、可能性を検討する。をしている（YMCAと振興協会では年間の所定労働日数が異なるため）。さらに今期においては収入の増加策を検討する。1)有償による新規プログラム・サービスの提供 2)県外利用者の利用料金 3)減免規定運用の検討 4)その他

の事項について、県当局に提案し、調整を図るものとし、指定管理料の削減に貢献したい。

特に、今回応募するふれあいの村3村の指定管理者の指定を一括して受けた場合、経理事務等共通する業務を本部事務局（既にあるYMCAの部署）で一括処理し、労力の合理化による経費の削減を図る試みをする。削減した費用は老朽化した施設・設備の整備に用いたい。

また前段の一括指定を受けた場合には、合わせて、予約状況のコンピュータによる一元管理を図り、ふれあいの各村に加え、一部のYMCAでも問い合わせ・予約に応じられる仕組みの構築と、コンピュータのアクセスにより、手続きの一部を利用者が直接できる仕組みも検討する。また現在各村を会場に行われている利用前の「利用説明会・調整会」についても、反復利用者向けに交通至便な場所での開催を検討する。ただし、利用承認の最終段階においては、必ず電話または面会による利用者・団体の確認手続きを継続することとする。

## 6 提供するサービス概念の変更 エリアからプログラムへ

体育学の領域においては、人をその活動に結び続ける支援の働きをする事業を大きく3種類に分類している。その概念は

### ①A. S. (エリア・サービス)

物理的な場所、設備、用具等の支援をいう

### ②P. S. (プログラム・サービス)

いわゆる「ソフト」の支援、具体的な種目の指導等をいう

### ③C. S. (クラブ・サービス)

活動をとおしてコミュニティを形成し主体的な活動への手順の支援をいう

同種の民間の施設では、教育・研修施設といえども、利用促進の視点から、箱・装置の提供に留まることなく、プログラム・ソフトの提供に力点が移されている。YMCA保有の施設では、当初からプログラムを提供する態様の運営を行ってきた施設がほとんどであるが、施設の提供を主としていた施設でもこの方向に転換を図っている。ふれあいの村では、従来、①のエリア提供を主として、その使い方程度の説明に留め、職員を「相談員」と称しこれにあたってきたが、ふれあいの村を利用する学校においても、独自に「インストラクター」を雇用し、児童・生徒のプログラム指導にあたらせる学校も散見される。指導内容による役割の分業化であり、今後はふれあいの村でも要望に応じてプログラム指導を引き受けられる体制に移行し、ソフトの提供の拡充を図りたい。推測するに、利用する学校の先生に対し、ふれあいの村の職員はあくまでも「相談員」としての役割に留めてきたものと思われるが、YMCAが指定管理者を引き受けた場合、すぐにでも「指導員」として、児童・生徒のプログラム指導という限定的な役割を担うことができると考える。学校の先生に対し、ふれあいの村で行う特定の活動に対する指導を担うことは、役割の一端を担当することに留まり、学校の先生との役割・機能が重複することにはならないと考える。利用者が求める、活動の指導を引き受けられる体制で次期の指定管理期間を引き受ける方向性で臨む。

## 7 指定管理者の公益性

YMCAは公益的な社会教育団体であるが故に尊重される細かな教育的配慮や意図に基づいて、神奈川県立ふれあいの村に関する例規を遵守し、設置の意図が十分に活かされる教育サービスの提供に邁進する。

地方自治法の一部改正により 2003 年から公の施設について指定管理者制度が導入された。YMCAも法人寄付行為（定款）に合致する範囲でこの事業に取り組んできた。YMCA

Aは本来的に青少年の育成に資する事業に取り組むことが目的であり、付帯的に子育て支援やコミュニティ形成の支援に資する事業に取り組んできた。法制度の変更を受けてもこの基本的な姿勢を崩すことなく、本来事業に照らし、本筋の範囲にある事業に取り組むこととし、この指定管理者制度に対応している。また、その範囲内であっても、自らの能力・体力に応じた相応しい事業に限りアプローチすることとしている。したがって、公益法人に求められる公共の福祉に資するという定義に叶い、YMCAの本来的な目的と合致する事業に限定し、枠組みを逸脱してまでも指定管理制度等の受け手とならないこととしている。この観点からふれあいの村の事業は公益法人たるYMCAとして、また、青少年育成事業を柱としている社会教育団体として相応しい事業として捉えている。

公益法人に関する法制では、旧来の根拠法である民法でも、2008年に施行された社団法人及び財団法人を規定する新法でも、公益とは不特定多数の利益と考えられており、また非営利は収益の非分配と考えられており、法人そのものが公益法人として長年の活動実績を有するYMCAは本来事業の総てが公益性の高いものと自負している。

## 8 今期の運営強調点

### ①国際性

YMCAは今日、世界の124の国・地域で展開されている、世界大の非政府（NGO）団体による社会的な活動である。この特性、ネットワークを活用して、国際交流・協力事業が日常的に行われている。野外活動や青少年育成の領域においても同様に、国際的な事業が活発に行われている。この日常的な国際性、世界大のネットワークを活用して、ふれあいの村の事業においても更なる国際的な活動に取り組むこととする。

### ②ボランティア性

全世界に広がるYMCAの活動を支えるのは、10万人を超える会員（対価性のない会費を払い、YMCAの担い手となる会員であり、事業の参加者ではない）、8千人を超える役員・リーダーであり、これらの働きは全て自発的意志（ボランティア）による無償の奉仕活動として捧げられている。これに比し、有給職員数は2.5千人に留まり、団体のボランティア性を象徴している。これらのボランティアは、ただ単に与える側に立ち奉仕するだけではなく、YMCAの活動を通して、そこに集うもの全てがお互いに学びあう「共育」の場面に参画することを意味している。世界のYMCAが共通に掲げるマークとして逆正三角形の各辺に「SPRIT」（精神）、「MIND」（知性）、「BODY」（身体）を著し、3つの各要素の均整の取れた全人的成長を表現し活動の目標としている。このYMCAの活動の特性を活用し、ボランティアの育成とネットワーク作りに一層の力を注ぐこととする。

因みに、横浜YMCAの経営責任を担う理事と監査にあたる監事は、常務理事となる総主事職にある職員1名を除き、理事長山田尚典が弁護士を本業とするように他に職業を持ち、YMCAの役員としてはすべて無給での奉仕となっている。また従来公益法人に対する指導監督基準に示された評議員も理事と同様総て無給と規定されている。

### ③体験学習による価値教育と生きる力

自らの目で見、自らの耳で聞き、自らの手で触れ身体で感じ、自らの舌で味わい、自らの鼻で嗅ぎ、そして自らの足で歩み、自らの身体全体で感じる実体験。この体験が命豊かな自然の中で、しかも仲間と共に現実行動として行われる体験学習。このような体験学習の場で、青少年育成の方法論としてYMCAが主な手法として用いてきたのは、グループ・ワー

クである。基本的に、YMCAが提供する全ての教育的サービスはこの方法を用いて行ってきた。小集団内のグループダイナミズムを最大限に活用し、グループ内での相互の作用に促されて自ら行動し、年長者・指導者のスーパーバイズを受けながら、目標に向けて小集団グループで活動をするというものである。ふれあいの村で主眼におかれる体験学習の方法として相応しい手法であり、この方法論に熟練した支援者としてYMCA職員が加わることで、さらにその教育効果を高めることに貢献できる。

#### ④指導者養成

YMCAでは、「明日の指導者は今日創られる」の標語の下、ユース世代のリーダーシップの開発支援に日常的に取り組んでおり、YMCAの歴史の中からもこの事実をうかがい知ることができる。学生YMCA（大学に設けられたYMCAで、寄宿舎事業を伴うものが多い）が排出した人材には、一例として次の各氏があげられる。阿部志郎（元神奈川県立保健福祉大学学長）、日野原重明（聖路加病院理事長）、速見優（故人、元日本銀行総裁）、中村哲（医師、ペシャワール会代表＝アフガン支援をするNGO）、今井鎮雄（元コープ神戸理事長）、酒井哲雄（日本キャンプ協会元会長）。

リーダーシップとは、他者への働きかけをすることでその相手の変容を図ることができる能力と考える。社会教育団体としてのYMCAの働きは、この意味で「チェンジ・エージェンシー」（変容をもたらす働きをする団体）とも言える。YMCAでは本体事業として、ふれあいの村の利用者とは別に、将来的に地球規模でリーダーシップを発揮できる青年の育成に取り組む事業を展開しており、国際的な事業と共に、ふれあいの村でもYMCA内部と同様に積極的に展開し、その組織化にも努める。

(※) 欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

## I サービスの向上について

## 1 指定管理業務の実施にあたっての考え方について

## (1) 指定管理業務全般を通じた総合的な運営方針について

(施設の設置目的や公の施設としての公共性、平等性を十分理解し、方針として尊重する等、施設の役割を活かした取組みについて、記載してください。)

## &lt;横浜YMCAのふれあいの村指定管理業務の基本的な考え方&gt;

神奈川県を高め、新たな時代を創造することを理念とする神奈川力構想には様々な視点が盛り込まれている。共に支え、共に創る神奈川の実現を目指す具体的視点である。少子化、高齢化や県民との協働・連携の強化も掲げられ、その分野のひとつとして教育・子育てがある。神奈川県に限らず、将来にわたり、教育という分野は不可欠であり、重要な役割を担っている。次世代を担う子どもたちが社会の中で大切に生まれ、多くの人々とかかわることで豊かな人間性や社会性を身につけ、未来に夢や希望を持つことのできる社会形成を目指すことは我々県民、そして人間が大切にしなければならない使命である。重点的・優先的に取り組む38のプロジェクトにも教育・子育て、環境の戦略が記されており、神奈川の未来を担う子どもたちへの取組が重要視されている。

子どもたちや県民が自立できる社会づくりに向けて、豊かな人間性と社会性を育む体験や学習の機会を、三浦ふれあいの村を活用することで得られることを保障することが指定管理者としての役割である。その重要かつ不可欠な役割を担うべく横浜YMCAは三浦ふれあいの村の運営を引き続き行いたい。

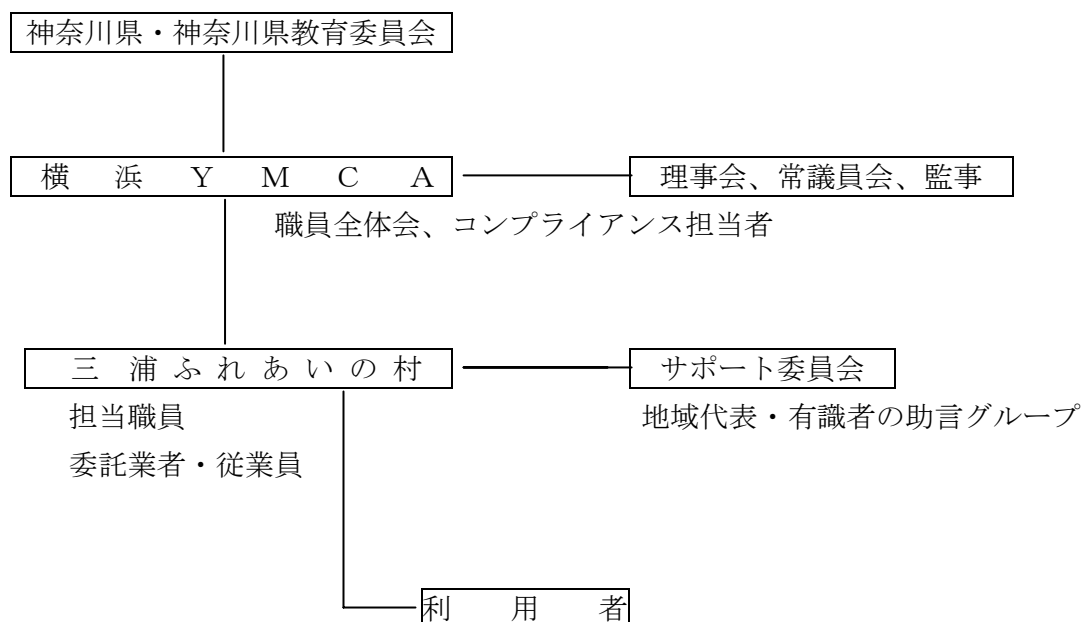
神奈川県教育委員会は政策宣言の中で心ふれあい教育の推進を提唱している。それは平成2年に制定されたふれあいの村の維持管理に関するふれあい条例にも通じるものである。神奈川県の掲げる目的からその趣旨を十分に把握し、三浦ふれあいの村での活動に具現化していくことを運営方針とする。

村の活動の中心にあるのは青少年を中心とした広く県民全般である。ふれあいの村条例はふれあいの村の維持管理に関して何度か改正されてきたが設置目的は継続されている。本来目的は組織において中心に位置し、命を宿すものである。そのことは官と民、組織の違いはあっても同様である。私たち横浜YMCAにも団体としての目的がある。横浜YMCAは、今年度創立126年目を迎えた。その歴史の中で大切にしてきたのは人と人との協力であり、地域に生かされ地域を生かすことであった。具体的活動として社会教育活動、生涯学習活動を展開してきた。中でも野外教育活動を大切にしてきた。それは他者からの支えがあって自らの命が存在していることを感じられる活動だからである。「人生で大切なことはキャンプで教えられた」という言葉がYMCAの中にはある。様々なことを教えてくれる野外教育活動はYMCA活動の柱になっている。横浜YMCAの他にも全国のYMCAで21箇所のキャンプ場施設を運営している実績があり、YMCAによる日本初の教育（組織）キャンプ以来90余年が経過した。日本で最初の教育（組織）キャンプを行った知識と経験を生かし、日本

全国、及び世界大のネットワークを生かし、ふれあいの村を利用する青少年等全ての人に、質の高い教育的支援を行いたい。そして神奈川県や日本の未来を託す子どもたちへ、命輝く豊かな自然の中での体験を通しYMC Aが大切にしている価値を伝えたい。

三浦ふれあいの村の指定管理業務は横浜YMC A全体で取り組むべきことである。直接的従事者は当然であるが、組織全体での業務遂行責任があると考えている。

運営組織概念図



#### <平等性についての考え方>

ふれあいの村条例第2条に掲げられているように、「児童、生徒、青少年が自然の中での体験及び人との交流を通じて自立心、協調性等を育むふれあい活動のための施設」としてふれあいの村は設置された。三浦ふれあいの村はこれ以前から臨海学園として施設は存在していた。教育施設であり、当時の利用の中心は児童、生徒、青少年、教育者であった。建設当時と比較すれば社会の情勢は大きな様変わりをしている。少子高齢化は言うに及ばず、青少年等の置かれている環境も大きな変化を遂げている。子育てへの社会からの支援の問題や子どもたちによるいじめや仮想（バーチャル）による擬似的体験の増加等も一例である。

青少年等がグループを形成していく過程で、他のメンバーと協力し、その事から協調性や自立心を育てていくことは時代の移り変わりがあるとしても、社会の中で大切なことである。そしてこの事を援助するのは家庭、学校、地域社会の役割である。命輝く自然の中で様々な体験を持つことは人の成長にとって貴重な時であるだけでなく、その後の人生においても素晴らしい効果をもたらす。1泊、2泊の短い体験の中でも、人との交わりを通して貴重な体験を積めるのは日常生活を離れた野外での活動だからこそできることである。海や山で仲間との協力を要するプログラムがそれであり、多くの青少年に実体験して欲しい。

私たちYMC Aは長年にわたり培ってきた野外教育の経験がある。神奈川県立の施設である三浦ふれあいの村は学校としての利用に優先利用権はあるが、人とのふれあいの中で貴重な体験を多くの青少年等に提供する。三浦ふれあいの村は野外教育施設であり、運動広場や多目的ホールを有するのでレクリエーションを行うのにも相応しい施設である。そのため児

童・生徒を中心に利用されているイメージが強いが、幅広い県民の利用に応えられる施設である。広く県民の方に利用を促す広報を行い、県民全体の財産としての三浦ふれあいの村の積極的なアピールを行いたい。施設を利用しやすいようにふれあいの村内のサービスの充実を図りたい。県民の財産であるふれあいの村を多くの方が活用できるよう自主事業や研究事業にも参加、体験していただきたい。

指定管理者制度は地方自治法第244条の2項に規定されているが、神奈川県が導入した目的は多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するために民間の力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費削減を図るためである。この基本的考えをふれあいの村条例と同様に運営にあたっての中心に位置づけ管理・運営を行う。

住民のニーズの多様化は多くの課題を提起している。ふれあいの村の主な対象者である青少年の数的減少、子育て者への支援、地域住民の連携力の弱体化等があげられる。新しい公共を担う地域のしくみ作りとして、これらの課題にふれあいの村の指定管理者として真剣に取り組むたい。

利用の具体について、ふれあいの村条例及び規則に基づき、利用希望者については、団体の規模、公私の別、年齢、性、障がいの有無、国籍や人種等の相異に関わらず、全ての者に平等に利用機会がもたらされ、活動の支援やプログラムの提供が受けられるよう対応する。ただし、神奈川県内の諸学校及び保育所については優先的に利用できるよう対応する。

また、ふれあいの村に適用される地方自治法、旅館業法、労働基準法その他の法令を遵守し、安全で快適な利用環境が常に維持され、またその任にあたる労働者が最適な状態でサービスの提供が行えるよう配慮する。

#### (a) 利用承認手続き運用方針

- ア 神奈川県内の学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校またはこれに準じると認められる学校）及び保育所が利用しようとする場合は、別に期間を定め優先的に予約を受け付け、調整の上、翌年度（4月～3月）の利用日を12月までに決定する。
- イ 神奈川県及び神奈川県内の市町村が主催する青少年を対象とした事業は前項の決定後順じ行う。
- ウ 神奈川県内の公共的団体が主催する青少年を対象とした事業については、前項イと同様に扱うことができる。
- エ 障がい等により利用に際し特別の取扱いが必要な場合も、利用予約に際しては前各項に従う。ただし、利用の際には危険回避、利用の利便の向上等について別段の配慮をすることができる。
- オ 利用の効果を高めるため、利用者とふれあいの村職員とで、事前の打ち合わせ、地域・気象等の情報交換を密にし、共同して運営の責にあたるよう努める。
- カ 前各項にかかわらず、夏季（概ね小学校の夏季休業期間の一部）の利用承認については対象期間、申込方法、利用制限その他の事項を別途定める。

#### <公共性についての考え方>

ふれあいの村は県立の施設であるため従事する職員も公務員と思われやすい。実際に三浦ふれあいの村の従事者として村には関連が無い問題を近隣から寄せられることが多々あった。県行政の職にある者は県民全体の利益のために公正であることが望まれる。一人の人間として誠意を持ってふれあいの村（周辺地域も含めて）の管理・運営に当たることは管理者

の役割であり県民へのサービスの基本である。

サービスの充実には施設のハード面のリニューアルに関心が持たれるが、対応する職員の挨拶や丁寧で暖かな説明といったソフトの面が大きな意味を成す。職員の接遇面の充実（接遇トレーニングの定期的実施）と受入方法や経費の支払い方法などもこれまで三浦で行った簡便な方法を継続し、さらに改善を加え、利用者の利便性を向上したい。

県民全体の財産であるふれあいの村は多くの方が利用する施設である。三浦だけでも年間約10万人を超える延べ利用者がある。優先順位はあるが、県民一人ひとりが利用可能者である。県民への基本的なサービスとして平等利用の提供がある。学校利用者以外の人々も利用できるように施設面での障害を取り、接遇面でのサービス向上や自主事業の充実を図り施設の利用促進を進める。

また利用者の平等利用を図るには、特定団体・者を優遇しないこと、障がい者や外国人の利用も積極的に受け入れ対応する。

地方自治法には、指定管理者は正当な理由無くして、住民が施設を利用することを拒めず、合理的理由もなく不当な差別的取扱いを行えないと規定されている。この点を職員はじめ、ふれあいの村全従業員にも徹底し、誠意を持って利用者に対応する。そしてこれらのことをふれあいの村のホームページにも記載し、広く告知する。

三浦ふれあいの村が、神奈川県という公が設置することによって、県民の公益に寄与する度合いが増すことが「公共」の意味するところであることを認識し、全ての県民を分け隔てすることなく、一人でも多くの県民に利用していただき、それぞれの利用目的に合致した、十分な成果が得られるよう、それぞれの利用者の準備の段階から、終了・評価の段階まで、丁寧かつ親切な支援を心がけ、実行する。

## (2) 業務の一部を委託する場合の業務内容等の状況について

(業務の一部を委託する場合、委託業務の内容、委託先の選定方法、県内中小企業者の受注機会の確保・拡大に関する取組み等について、記載してください。)

### ①委託する業務の種類（別紙一覧表添付）

- ア 食堂の運営及び食材の提供全般
- イ 寝具の提供及び乾燥等の保守管理
- ウ 簡易専用水道検査
- エ 浴槽配管等保守・点検
- オ 消防設備の保守・点検
- カ 廃棄物・産業廃棄物処理
- キ 空調機保守・点検
- ク 建物維持管理等、ボイラー運転等
- ケ グリストラップ清掃
- コ 貯水槽清掃等
- サ ボイラーの保守・点検
- シ 浄化槽維持・管理
- ス 浄化槽法定点検
- セ 浄化槽沈砂、汚泥処理
- ソ 飲料水水質検査



- タ 自家用電気工作物保安
- チ 貯油槽清掃
- ツ 害虫駆除
- テ 車輛整備
- ト 煤煙測定
- ナ 海の広場整備
- ニ A E D（自動体外除細動器）点検
- ヌ ピアノ調律
- ネ 空調機室外機保守・整備
- ノ 配水管清掃
- ハ 宿直員及び海の広場臨時駐車場管理員

## ②委託先の選定方法

ふれあいの村でのサービスを共に提供するパートナーとして委託先を選定する。その方法は、年度ごとに、県内に事務所または事業所を有する複数の事業者に見積もりを依頼し、委託先を決定する。ただし、食堂事業者については、特に利用者に直接接しサービスを提供することとなり、また食育の観点からも宿泊施設における重要な働きの一つを担うことになるので、指定管理者と共に、ふれあいの村を運営する主体的な意識高く持って業務が遂行できることが重要であるとの考えから、食事見本、運営方法、食材の調達の方（地産地消）、価格等を含む提案競争を行い選定する。

## 2 施設の維持管理について

### (1) 環境整備について

（施設内の樹木管理・除草、清掃・美化、保健衛生管理等についての業務の取組について、記載してください。）

#### ①樹木管理、除草等の植物の管理

三浦ふれあいの村の樹林は、神奈川県から「健康保安林」に指定されていることを念頭に樹木の管理は慎重かつ適切に行う。日常的な管理は、パートタイマーを雇用しこれにあたる。また日常業務の遂行と合わせて、常勤職員も当番を定めこれにあたる。

運動広場を主とした芝生地の整備及び手入れは、行事予定に応じ年間2回以上刈込みを行う。日常の樹木の手入れは季節に応じ計画を作成し順じ行い、特に利用状況に応じ、常勤職員を配し行うこととする。また、台風接近・通過等の場合は、樹木の点検をした上で、必要な措置を講じ、臨時にその都度村内の整備にあたる。

また、玄関周りを中心に、季節ごとの花卉をプランター植により配し、併せて受け付け周りにも鉢植え等を配置する。

また、害虫の営巣場所となる樹木は、春から夏の時期にかけて日常点検を行う。特に、三浦ふれあいの村では、茶毒蛾（ちゃどくが）の営巣・産卵場所となる藪椿の木は、産卵または幼虫の発生時期には日常的に点検し、樹木の当該箇所を剪定・伐採し、または茶毒蛾をバーナーで焼却駆除する。

#### ②清掃、美化、保健衛生管理等

建物内の清掃（便所を含む全ての共用場所及び宿泊室）と建物周辺の玄関、通路、浴室等は業者に委託し日常的に行うと共に、パートタイマーを雇用し、宿泊利用状況に合わせ

て、寝具の手入れ、配置等の必要な整備を行う。また浴室の脱衣場の足拭きマットは毎日乾燥させ、浴室と併せて、清潔な状態を保つようにする。また年間計画を作成し、各年度2回以上、床面のワックスがけを含めた清掃及びガラスの掃除を業者に委託し行う。なお、三浦ふれあいの村では、大きな雨漏り箇所が発生する場合があります、その際には、カーペットを濡らさないよう保護する措置をとり、その他の箇所は雨漏りが止まり次第、職員等により、拭き取り作業を実施する。

## (2) 維持修繕について

(維持修繕(施設・設備の維持管理業務、敷地内工作物の維持管理業務、備品等管理業務)の取組みについて、記載してください。)

日常的な維持管理は、毎日の職員の巡視に基づき、軽微な作業についてはその都度、また大規模な箇所については修繕計画を立てた上で、職員自らまたは作業の性質によっては外部に発注し実施する。電球等の消耗品については、その都度職員がこの作業等に対応する。

備品管理については、備品台帳及び備品使用・貸出受け渡し簿を用い、その都度点検・整備を行う。また、収納備品庫等については、毎月ごと期日を定めて点検・整備・整理を行う。

また、冬季の西向きの強風及び、台風や低気圧の通過の後には、海浜の砂のふれあいの村内への飛散・堆積の状況を点検し、必要に応じて取り除き作業を職員が行う。

## (3) 防災・防犯等の安全対策について

(自衛組織の編成及び訓練の実施、対応マニュアルの作成、夜間警備(委託可)についての業務の取組みについて、記載してください)

防火管理者の下、自衛防災隊を組織し、自衛防災隊行動仕様書を作成し、年1回以上訓練を実施すると共に、これに基づいて行動する。防火については法令に基づいた届出を行う。

夜間警備については専門業者に委託するか、もしくは宿直員を雇用することとするが、宿泊利用者が居る場合は、必ず常勤職員1名の宿直体制をとる。

また、本来事業に影響を及ぼさないと見込まれる場合は、市町村の指定の有無に関わらず、食堂を含む宿泊施設としての機能を活用して、いつでも災害避難場所として提供できるよう備える。

不審者等の侵入を防ぐため、門扉及び各等の外向き扉は午後11時に施錠し、午前6時に開場する。ただし、解錠時間にあっても利用に支障を来さない限りにおいて門扉は閉じた状態を維持する。また利用者以外の入村者(下見等)については、入村時に受付で登録を行い、村内では常に所定の許可証を身につけることとする。利用者においても、声掛けを積極的に行い、常時警戒している姿勢を示し抑止力とする。

## 3 利用者への対応

### (1) 利用促進のための取組

ア より多くの利用を図るために実施する取組の実施方針、内容等についての考え方

(ふれあいの村の利用促進に向けた事業の実施など、利用者サービス向上に向けた取組みについて、記載してください。)

YMCAでは、いつも「メンバーズ・ファースト(一般的に言うところの顧客第一主義)」を合い言葉にした対応を実践している。

利用者の利便性を高めるよう、利用手続きの簡便化 コンピュータの利用 退村手続・支払いの一括化、重複する手続きの省略を図るべく検討する。また情報の一元化と即時性を向

上させるためのコンピュータの仕組み作りを図り、情報伝達の双方向性を高める工夫をする。またふれあいの村内での利用団体の備品の運搬を容易にするための手段・備品の確保に努める。

イ より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の考え方

(実施する事業の内容等について効果的・効率的な広報・PRの取組みについて記載してください)

ふれあいの村3村合同のパンフレット「あみあ」を年2回発行し、公共施設等に配置し、存在告知に努める。横浜YMCAのインターネットのホームページにリンクし、ふれあいの村3村のホームページを開設し、即時性の高い情報の提供に努める他、YMCAが定期的に発行する機関紙等に記事を掲載し、利用を促すことに努める。インターネットを利用し、希望者を募りメールマガジンを定期的に送付することを検討する。

また2009年度に1年間にわたり四季を通して撮影し、作製した三浦ふれあいの村広報用DVDを活用し、視覚的な広報を常時実施する。

一方、主たる利用者・団体を各個・校訪問し、利用者の声を聴取すると共に、利用促進の働きかけを行う。

## II 管理経費の節減等について

### 1 適切な積算

#### (1) 事業計画等との関係

指定管理業務を実施するための経費を記載してください。また、事業の収支バランスの安定や事業の充実を図るための指定管理料以外の収入（事業収入、協賛金等）の確保方策や事業経費節減の取組み及び利用料金収入の確保を図る取組みについて、記載してください。

収 入

(単位：円)

区 分	金 額	積算内訳
指定管理料	139,055,000	
利用料金収入	2,150,000	(宿泊利用) 300円×5,060人=1,518,000円 200円×280人=56,000円 100円×3,350人=335,000円 (日帰り利用) 150円×1,480人=222,000円 100円×40人=4,000円 50円×300人=15,000円
その他(事業収入等)	4,410,000	参加者負担金収入及び YMCAからの障がい児・者対象事業支援金として
収入計	145,615,000	

支 出 (★事業費内訳として、全体支出は22-2ページに記載)

区 分	金 額	積算内訳
講師謝礼		・単価×人=円
チラシ作成費・配布	480,000	・単価3+1×10,000枚×12回
宿泊・食費	1,320,000	2,000×660名
プログラム費	360,000	1,000×360名
補助員謝金	660,000	10,000泊×66名
講師謝金	760,000	20,000泊×38
農業水産業体験	200,000	50,000回×4回 指導謝金、生産物代金含
運営費	600,000	25,000×20泊
事務費、他	30,000	施設近隣向けプログラム費を含む
合計	4,410,000	★21ページ、支出欄事業費(※1)相当

※ 収支総括表を22-2ページに記載

団体名	財団法人 横浜YMCA
-----	-------------

II 管理経費の節減						
○収支計画						
収入 (単位：千円)						
区 分	23年度	内 訳	24年度	25年度	26年度	27年度
指定管理料	139,055		140,702	142,381	142,312	144,022
利用料金収入	2,150	20 ページ上段	2,214	2,280	2,349	2,419
収入計	141,205		142,916	144,661	144,661	146,441
支 出						
区 分	23年度	内 訳	24年度	25年度	26年度	27年度
事業費 (※1)	4,410	★20-2 ページ	4,410	4,410	4,410	4,410
人件費(給与、各種手当、法定福利費、アルバイト賃金等) (※2)	85,555	職員給与等	87,266	89,011	89,011	90,791
光熱水費(電気使用料、ガス使用料、上下水道使用料等)	14,150	上下水道、電気、ガス、重油等	14,150	14,150	14,150	14,150
その他印刷、手数料	480	印刷、手数料等	480	480	480	480
保険料	640	傷害保険等	640	640	640	640
賃借料	6,000	機器リース料等	6,000	6,000	6,000	6,000
修繕費 (※3)	12,300		12,300	12,300	12,300	12,300
業務委託料(様式3に記載してください)	18,720	委託料	18,720	18,720	18,720	18,720
通信費	660	電話、送料	660	660	660	660
消耗品費	2,400	救急用品等	2,400	2,400	2,400	2,400
旅費交通費	300	交通費等	300	300	300	300
支出計	145,615		147,326	149,071	149,071	150,851
差 額	▼4,410		▼4,410	▼4,410	▼4,410	▼4,410
★20 ページ収入その他(事業費)及び支出合計に相当						

(※1) 事業費については、次ページの内訳書「事業費」を作成してください。

(※2) 人件費については、12 ページの内訳書「人件費」を作成してください。

(※3) 募集要項 13 ページのリスク分担表に記載のとおり、原則として 100 万円未満の修繕は、指定管理者が負担することとしていますので、ご注意ください。

(※4) 区分欄は、適宜追加して、できるだけ詳しく記載してください。

(※5) 欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

団体名

財団法人 横浜YMCA

このページ該当なし

Ⅱ 管理経費の節減 (内訳書「事業費」)

「神奈川県立のふれあいの村指定管理者業務基準」の「3ふれあいの村の設置の目的のために必要な業務」に記載した足柄ふれあいの村の(1)不登校対策自然体験活動事業について、「I サービスの向上について ウ 事業の収支計画」のページと一致するよう平成23年度の金額を記載してください。

不登校対策自然体験活動事業費

(単位：千円)

大科目	小科目	積算金額	積算内訳
人件費			
	給料		
	諸手当		
	福利厚生費		
	賃金		
運営費	報償費		
	旅費		
	(消耗品費)		
	(印刷費)		
	役務費		
	(通信費)		
	(手数料)		
	賃借料		
小計			
消費税			
合計			

## 自主事業概要

### 海遊キッズキャンプ

対象 小学校低学年 30名  
期間 1泊2日  
費用 @11,000円×30=330,000円  
概要 海遊びを中心とした初心者向けキャンプ

### シーマンキャンプ

対象 小学校中学年～中学生 30名  
期間 7泊8日  
費用 @34,000円×30=1,020,000円  
概要 中・上級者向け、総合海洋型キャンプ

### 海遊キャンプ

対象 小学生 40名  
期間 2泊3日  
費用 @18,000円×30=540,000円  
概要 海遊びを中心とした経験者向け、マリンスポーツ導入キャンプ

### 先生キャンプ

対象 学校教員とその家族 30名  
期間 1泊2日  
費用 @6,000円×30=180,000円  
概要 野外活動を体験し、プログラム及び指導法の体験機会

### 大人海遊びキャンプ

対象 成人 30名  
期間 1泊2日  
費用 @11,000円×30=330,000円  
概要 主として中高年を対象とした、海遊びとマリンスポーツ導入キャンプ

### セーリングキャンプ

対象 成人(初心者～初級者～中級者) 30名  
期間 2泊3日  
費用 @18,000円×30=540,000円  
概要 ヨット、ウインド・サーフィンを練習するキャンプ

### わくわくキャンプ

対象 不登校の児童・生徒と一般児童・生徒 30名  
期間 1泊2日  
費用 @6,000円×30+支援金@5,000円×30名=330,000円  
概要 チャレンジドと健常児の統合キャンプ  
備考 支援金は、横浜YMCAチャリティ・ラン基金から

### キャンドルナイト

対象 家族 50名  
期間 1泊2日  
費用 @6,000円×30=180,000円  
概要 クリスマス向けクラフト、野外料理、夜間プログラムキャンプ

### 食育キャンプ

対象 家族 30名  
期間 1泊2日  
費用 @8,000円×30×4回=960,000円  
概要 食育の学習及び農業・水産業の体験と野外調理実習

### ふれあいの村体験会

対象 施設近隣地区住民  
期間 日帰り、1泊2日いずれか選択  
費用 無料、ただし宿泊者は実費負担  
概要 近隣順民にふれあいの村での活動を紹介する

収支計画 総括表 (23年度)

※自主事業等の収入・支出を加えた、  
全ての収入・支出の総額を概観するために、  
総括表としてこのページを加えました。

(単位=円)

収 入

区分	金額	内訳	備考
指定管理料	139,055,000		
利用料金収入	2,150,000	20ページ上段	
その他	4,410,000	20-2ページ	
収入合計	145,615,000		

支 出

区分	金額	内訳	備考	
事業費	4,410,000	20ページ下段		
人件費	85,555,000	23ページ		
光熱水費	14,150,000	21ページ		
印刷、手数料、その他	480,000			
保険料	640,000			
賃借料	6,000,000			
修繕費	12,300,000			
業務委託料	18,720,000			
通信費	660,000			
消耗品費	2,400,000			
旅費交通費	300,000			
支出合計	145,615,000			
収支差額	0			



## Ⅱ 管理経費の節減 (内訳書「人件費」)

平成23年度の内訳を記載してください。

(1) 職員数内訳 (所長1名、常勤職員 11名、非常勤職員(アルバイト等) 10名)

(2) 給与 計 71,064千円

ア 所長		小計	<u>6,480千円</u>
給与	405,000	単価(月額) × 1人 × 12ヶ月	= 4,860千円
ボーナス等		年額	1,620千円
イ 常勤職員		小計	<u>54,384千円</u>
給与	309,000	単価(月額) × 1人 × 12ヶ月	= 3,708千円
ボーナス等		年額	1,236千円
ウ 非常勤職員等		小計	<u>9,900千円</u>
給与	66,000	単価(月額) × 1人 × 12ヶ月	= 792千円
ボーナス等		年額	198千円

(3) 法定福利費 計 7,082千円

ア 所長	小計	<u>655千円</u>
イ 常勤職員	小計	<u>6,017千円</u>
ウ 非常勤職員等	小計	<u>410千円</u>

(4) 各種手当等 計 3,985千円

ア 所長	小計	<u>369千円</u>
イ 常勤職員	小計	<u>3,386千円</u>
ウ 非常勤職員等	小計	<u>230千円</u>

(5) その他 計 2,170千円

(※1) 欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

団体名	財団法人 横浜YMCA
-----	-------------

### Ⅲ 団体の業務遂行能力について

#### 1 人的な能力について

##### (1) 執行体制について

(指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員の確保や配置等の状況について記載してください。その際組織図を示して記載してください。特に、知識・経験を有する責任者や指導的立場に立つ職員の配置は明確に記載してください。

※三浦ふれあいの村運営組織図は 36 ページ参照

横浜YMCA運営組織図は 37 ページ参照

##### (1) 執行体制について

<効果的、効率的に指定管理を行うために>

ふれあいの村の運営に直接携わる職員には、その設置の目的・趣旨を理解し、利用者を常に中心に捉え、ふれあいの村での活動を共に創り上げようという姿勢と、教育目的達成への協働の意欲がまずもって重要である。この実現のために、常に怠らない安全への配慮をし、ホスピタリティ（心からもてなす心）あふれる、意欲ある職員の配置と、職員相互の協力関係が必要であると考え。そして、ふれあいの村条例、関係法令を熟知した上で、これを遵守し、さらには運営全般に対するコストマインドを持った職員チームを構成し、運営を円滑に担っていくことのできる経験と知識があり、意欲旺盛な人材を配置する。また、指定管理者として、現状の管理・運営に留まらず、創造的業務遂行を行える人員配置を行う。そのことが効果的、効率的な指定管理業務にもなり、安定した運営と、将来のふれあいの村につながる発展的運営基盤造りに寄与できることとなる考える。

<人材の具体的配置について>

三浦ふれあいの村はこの5年間横浜YMCAが指定管理者に指定されその任を担ってきた。この間、従前より相当活発に海を利用した「海洋型のプログラム」を提供したが、大きな事故はなく、マリンスポーツ等を体験する利用者を増加することができた。立地の特徴である「海」をふんだんに用いた海洋型プログラムに対する高い専門性と経験に裏付けられた人材の配置と職員各自の研鑽と職員相互の協力の成果と確信する。引き続き、最大の特徴である海を最大限に利用できる職員体制で次期の三浦ふれあいの村の指定管理業務の任にあたる。また、運営にあたる職員はふれあいの村を利用する各年齢層にわたる対象者に関する特性を熟知した上でなおかつ教育的配慮が可能な人物が効果的な運営に適し、野外活動に関するスキル（技能）の指導力も必要である。これらの必要条件を満たし、また将来にわたって優れた運営を行うため、ふれあいの村での人材育成にも取り組むこととする。前述の要素の他、对人的業務遂行能力は接遇研修等、人材育成マニュアルに沿った研修を、中長期的に計画的に行い、教育事業に対する長期的かつ一貫性の高い要望に応えられる体制造りを行

う。

#### <人員の確保に関して>

景気の後退や少子高齢化の波は労働力にも様々な形で表れている。労働者の年齢構想のバランスが様々な業界で崩れていると聞く。三浦ふれあいの村では職員の年齢層が偏ることなく、20歳代から50歳代までをバランス良く配置する。現在、常勤職員は12名、非常勤職員はアルバイトを除き3名で運営している。今期は、運営の質を落とすことなく、この員数を減少させることを一つの目標とし人的効率化を試みる。

今期も引き続き、横浜YMCAあげて取り組み、全国のYMCA、そして世界のYMCAからの人事交流を計画する。横浜YMCAの職員には、野外教育に関わっている職員、発達障がい児教育や不登校児の教育（全日制技能連携高校を含む）に関わっている者、サッカーや水泳等のスポーツ指導に関わっている職員等、様々な人材がいる。それは横浜YMCAだけでなく全国のYMCAでも同様である。YMCAのネットワークの中で、ふれあいの村の運営に必要な人員の人事交流を積極的に行い、公共機関であるふれあいの村の資質向上に充てる。このことは、YMCA本体にとっても多くの学びと経験の蓄積となり、非常に意義深く価値があると考えられる。

また世界各地に広がるYMCAのネットワークの中で、相互の人的交流の一貫として広く人材を求め、国際的な視野に富んだ運営の一助とする。現在、三浦ふれあいの村は米国籍の外国人を時間雇用している。今期も時間の長短や雇用の形態は様々としつつ一層国際性の豊かな職員体制としたい。また非常勤職員については、職種によっては引き続き、積極的に現地での雇用を図る。これは地域の方々ならではの識見を聴き、また、地域との窓口としての役割を委ねられる可能性が高いと考えるからである。

#### <保有していることが望ましい資格>

ふれあいの村勤務者は青少年を主な対象とするため、年齢層の特性を者理解をしていることが望ましいと考え、それを学んだ経験を持つ人材を配置する。概ね該当する資格は教員免許である。幼稚園教諭、小学校・中学校の教員免許取得には教育原理、教育心理等の科目が必須である。学校利用の場合、職員は教員の支援的役割を担う場合が多い。その際に青少年と接し円滑にプログラムを進めるには少なからず対象者についての知識を有していることが望ましい。

野外教育を推進する施設であり、野外教育指導に関しての資格保有も望ましい。主催事業も野外での技術を必要とするものを多く設定している。野外炊事をする際の火起こしや様々な場面でかつ要できるロープワーク等、野外活動を安全に楽しく過ごすための簡単な技術は持っているべきである。日本キャンプ協会指導者資格、日本YMCA野外指導者資格等の保有が望ましい。勿論これらの資格はふれあいの村に勤務している間にも学べるものである。

安全面に考慮し救急法関係の資格は必要である。日本赤十字社の救急法救助員資格の所有が望ましいが、定期的な更新が必要で受講に長い時間が必要である。市区町村単位の消防局（署）が行う「普通救命講習」を終了させることは時間的に難しくないので必要な資格とする。また、所長には防火管理者の資格を持った者をあてる。

#### <運営体制と人員配置案> ー必要資格、条件等ー

三浦ふれあいの村の勤務者は常勤職員12名で従事する。その他に3名の非常勤職員

を配置し、総数15名とする。非常勤職員の勤務時間は週20時間を原則とし、年度毎に雇用契約交わす。実際には日々の業務内容、主催事業等で運営人数の変更が生じる場合が予測されるが、横浜YMCAの勤務態勢（常勤職員要勤務日数256日、休業日数109日）で対応可能と判断する。

業務の分類も職制別に、マネージメント、プログラムの担当を設ける。それぞれの責任は担当が担うものとするが、自己業務に固執するのではなく、常勤職員は全員が利用者対応、入金業務、プログラム指導等を行える様にする。業務分担を行い、自己業務の遂行のみが全てであるという認識を持つのではなく、利用者のために自己の存在理由があることを意識し業務にあたるように指導する。三浦ふれあいの村のスタッフとして非常勤雇用のスタッフにも業務限定することの無いように指導する。そして、業務内容を各職員が拡大させると共に事務所内のレイアウトも現期間と同様、全ての職員が利用者に向き合う意味からも、受付窓口に向けた配置とする。利用者に向き合う姿勢を机の配置から表出していく。

## (2) 人材育成等について ー人材育成や職員の採用ー

### <職員の採用に関して>

どのような職員が勤務するかが、ふれあいの村の重要事項のひとつであると考え、慎重な採用を行うこととする。

三浦ふれあいの村については、現指定管理期間からの継続となるため、単独では小幅な調整に留めることが望ましいと考えるが、3つのふれあいの村の指定管理者の指定を受けた場合は、ふれあいの村全体の人事・採用計画として検討する。

解散する振興協会からの異動を希望する職員については、YMCA所定の中途採用の手続きにより、本人の希望に応じた形で採用活動をする。処遇に差異があることも含め、引き続きふれあいの村に勤務する場合でも、あくまでも横浜YMCAの人事制度に則った形で採用することとする。この場合、最初からYMCAに採用された者との将来的な処遇の差は設けないものとする。また必要に応じて、引き続き全国のYMCAからの異動による人事交流をも考える。また、世界のYMCAに呼び掛け、外国人の雇用も計画する。グローバル化が話題になる昨今、青少年等の対応を外国人が行うのも施設の特徴のひとつになる。

### <人材育成に関して>

横浜YMCAでは入職後、様々な職員研修を行いYMCAに働く者としての資質を高めている。入職時には新採用研修として宿泊形式の研修を含めて1週間の研修を実施する。横浜YMCAでは組織全体での新採用研修を最初の研修とし、経験年数、職制に合わせて研修を行っている。その他にも事業部門単位、地域単位、施設単位でも適宜研修を行う。又、全国YMCAで同一事業担当者が集合しての研修も行い、内容、目的によっては海外での研修も積極的に行う。YMCA全体で行う主な研修を次にあげる。

#### A. 新採用研修（基礎研修）

組織理解と業務遂行にあたっての基礎的な知識と技術の習得を目的にする。

組織への理解を高め、物事を客観化することを学ぶ。又、接遇トレーニングを実施し施設利用者やメンバーに向けてのサービスマインドを養う。

内容：勤務の心構え、接遇トレーニング（挨拶、来客対応、話し方、電話応対等）、文書実務、コンピューター研修、会計実務、経理、組織論、対象理解、

人間関係論、情報教育、危機管理、人権教育、安全教育、マネジメント理解、コミュニケーションスキル、プレゼンテーションスキル、会則理解、施設理解、PERT(業務推進計画理解) 等

#### B. フォローアップ研修(補修研修)

新採用6か月後に、今までの振り返りとして実施する。新採用研修での学びが日々の業務内でどの様に生かされているか振り返りの時を持つ。

\*上記研修は主に新卒職員に向けて行う。既卒職員に向けてはキャリア職員研修を実施し新採用研修とフォローアップ研修を実施する。

#### C. 職位級別研修

- ・1～3級(非管理職)と職制(専門職員、嘱託等)に合わせて研修。毎年実施。

新採用研修を更に深化させて行う。日常の業務の振り返りの場を持ち、以後の業務への意欲を向上、継続させる。

- ・4～6級(管理職研修)は管理職としての行う。

内容:人権理解、安全管理と危機管理、個人情報保護と漏洩防止について、

事業全般(組織方針と計画立案、広報、マーケティング、施設管理等)

財務管理(収支予算作成と管理、財務諸表理解)、労務(労働関係法制、諸規定、)、

対象理解(幼児～高齢者)、組織理解、国内外YMCAについて、YMCA史 等

#### D. 管理職研修Ⅱ

約80日間の合宿形式の職業人としてのYMCA職員キャリアを深める研修

内容:財務分析、人事管理、組織管理、会員活動の運営、経営学、対外交渉と折衝力、経営戦略、法人運営、地域協力、関係法規についての学び、地域研究、行政との協働、行政の教育施策、公教育の現状理解、トレンド分析、現代社会の課題、

#### E. 管理職研修Ⅲ

1週間程度の合宿形式でのトップリーダーシップ研修(組織長研修)

#### F. 海外研修

業務の必要状況に応じて関係する国・地域への派遣研修を行う。近隣諸国では概ね1週間程度。北米研修は3か月程の期間を掛ける。アメリカ研修の場合はキャンプ場への研修が中心となり、野外教育指導の学びを行うことも多い。

以上の研修以外にふれあいの村と関連する研修をあげる。

#### G. 野外活動リーダー研修

ボランティア指導者を中心に野外指導者として必要な技術を学び、対象理解を図る。経験の浅い、職員はこの研修に参加する。

#### H. 野外活動ディレクター研修

常勤職員を対象として行う。野外技術の習得以外に、キャンプ率全般の知識を学ぶ。キャンプ運営論、安全管理、対象理解、広報、マーケティング等について入門編としての学びをする。

#### I. 安全研修

安全に対する意識を高めるために夏期前に1週間の研修を職場内で行う。施設内の危険箇

所の把握、救急法、事故が起きた際の対処法、緊急時マニュアル理解等を行う。実務的にはふれあいの村の消防訓練も安全研修にあたり、年間2回の安全研修を開催する。

#### J. 全国野外指導者研修

全国YMCAの野外指導者が集合研修を行う。ロケーションに合わせた実技研修を中心にキャンプ運営論、キャンプ経営論、指導技術論、対象理解、野外技術の向上等と情報交換を行う。

#### K. 一般職員研修

全常勤スタッフが対象の研修。講演者を招き時事に合わせた課題について受講し、グループ協議を主とする研修。他部門のスタッフと意見交換が可能な研修。

#### L. 自己申告研修

個人が関心ある研修を申告制度により実施する研修。YMCAの業務に関連していることが条件であるが幅広く捉えられている。

#### M. 職場内研修(OJT)

課題を与え、業務を行いながら昇級試験等に合わせて随時行う。

以上が横浜YMCAが行っている主な研修制度である。それ以外に必要な研修を上長の指示で適宜行う。

#### (3) 委託業務チェック体制について

I-1(2)に記した業務内容委託を計画している。委託業務別に業務仕様書を作成し、業務、作業の内容が明確にされるように委託業者に記録・報告を義務づける。それぞれの業務でチェックを行う管理や指導が異なるので業務毎に記す。

#### <食堂業務>

美味しく、そして安全に業務が行われなくてはならない。食中毒や火災等の事故が起こりやすい業務であることを考慮し業務確認書の記入を義務づけ定期的な報告を求める。安全、安心な食にするための衛生面への配慮を確認するため消毒、清掃、検便検査、検職等の結果報告を義務づける。

利用者からのアンケートをまとめ、改善点資料として食堂業者へ提供し、全体会議へ出席を依頼し改善点を報告する。

次年度へのメニュー改善打合せを年度毎に行い、提案をする。

- ・ 報告内容 清掃、消毒、検便、検食 月単位での報告
- ・ アンケート調査に基づく全体会議 月1回
- ・ メニュー変更会議 年1回

#### <施設管理業務(建物維持管理)>

以下の項目についての点検、報告を関係業者等について義務づける

- |      |  |
|------|--|
| ボイラー | 運転日誌・業務日誌(運転毎)                               |
|      | 性能検査(1回/年)、地下タンク・配管気密漏洩検査(1回/3年)             |
|      | 貯油槽残油計測(毎日)、煤煙濃度測定(2回/年)                     |
| 冷凍機  | 冷凍機安全弁試験(1回/年)、保安講習会参加(1回/年)                 |
| 浄化槽  | 浄化槽保守点検(1回/週)、排水水質検査(4回/年)、<br>浄化槽法定検査(1回/年) |

電気	電気工作物保守点検(1回/月)、電気精密点検(1回/年)
その他	飲料水水質検査27項目(1回/年)、 飲料水水質検査10項目(1回/年)、 貯水槽、高架水槽清掃(1回/年)、 遊離残留塩素測定(1回/週)、排水関係清掃(2回/年)、 害虫駆除(2回/年)、大規模定期清掃(2回/年) 冷却塔点検(期間中毎日)、簡易専用水道検査(1回/年)、 貯油槽清掃(1回/3年)、浴槽水水質検査(2回/年) 浴槽循環濾過装置・配管・点検と薬剤洗浄(2回/年) 飲料水水質自主検査(毎日) 空気環境測定(6回/年) 空調機・冷却塔保守点検(運転期間中3回)

#### <施設管理業務(清掃業務)>

大規模清掃は年2回実施するが日々の清掃は毎日実施する。清掃は日報により報告、把握する。

- ・日報による報告、点検箇所(トイレ、宿泊室、浴室、集会室、必要箇所)

#### <警備業務>

日々、定時に施設内を見回り不審者等を含めた危険箇所の発見を行う。特に夜間の点検を業者に委託し、職員と協力して行う。

日々の点検、報告事項として、建物施設、外周点検、火の元安全確認、宿舎安全確認等

#### <消防安全関係の点検>

安全点検の一環として消防機器の点検、確認、消防訓練を実施する。

点検箇所は

消防設備点検(2回/年)、防火対象物点検(1回/年)

防火管理者の設置と消防計画の作成と提出(毎年)、消防自主点検(1回/10日)

消防自主定期点検(1回/月)、消防訓練(2回/年)

以上を専門業者に委託し点検終了後に報告を義務づける。

以上の点検、報告を担当職員への提出を義務づける。必要に応じて関係者、関係機関への届出を行う。

## 2. 法令等を遵守する能力について

### (1) 諸規定の整備について

昨今、法人の法令違反や遵守すべき事項に関しての違反行為が問題にされることが多い。世界のYMCAはそれぞれで独立した運営を行っているが、基本的原則は一緒である。要約すると

- ・人々に平等な機会と正義の実現
- ・人々の間に愛と理解に満ちた人間関係の創出
- ・社会の様々な団体に誠実さ、豊かさ、創造性が生かされるような状況の創出
- ・キリスト教的経験の多様性と深さを示すリーダーシップのプログラム開発と育成
- ・全人としての成長の努力

等である。そして、その原則の下に私ども横浜YMCAは、定めた寄付行為（新法上の定款）で目的を次のように定め活動している。

「キリスト教精神に基づき、青少年の心身の健全な成長をはかるとともに、奉仕の精神を養い、もって民主的社会の発展と世界の平和に寄与する」。この目的を掲げ多くの事業活動を行っている。常に5名の理事、2名の監事をおく。そして理事会、常議（評議）員会を設け法令で定められてた事項の他、様々な事項の機関決定を行っている。法人の方針、計画、収支予算をはじめとし重要事項を決定し、公益法人の指導監督基準（法令に準ずるもの）に元続き、年度事業方針・計画、予算、及び過年度事業報告、収支決算等を年度毎に主務官庁に報告している。

理事会のもとに横浜YMCAの運営組織がおかれ、職員組織を構成する。その一つの機能として総主事室コンプライアンス担当の役職を設け、法令遵守の確認と監視を行っている。

事業部門ごとに事業本部を設け、事業方針、計画、収支予算、事業計画の詳細を確認し四半期毎の報告を各事業からの報告を本部事務局で集約する。指定管理者としての業務もこの機能の中に組み込まれ、条例等に則った適正な運営がなされているか、収支予算の執行状況に問題がないか等の内部チェックを受ける。同時に総主事室コンプライアンス担当より、法令にそった運営が成されているかのチェックを受ける。又、指定管理施設は立地する場所により県内4地域に分類されたいずれかの地域に所属することになり、各地域議長、構成メンバーに事業内容の説明を行うことになっている。

神奈川県からのモニタリングによる財務、事業内容の状況確認が行われるが、同様に内部での状況確認(四半期毎)と理事会、常議員会への報告(適宜)をもって指定管理施設の適正な運営が成されているかを判断する。年度末には、収支予算の遂行状況を公認会計士、の会計監査及び監事の業務監査を受け主務官庁に報告する。

また、地方自治法244条の2項に定められているように、指定管理施設の事業報告書を作成し指定管理施設の利用状況、財務状況を県に報告する義務がある。三浦ふれあいの村は年度末に報告を行ってきた。この執行に関するチェックは本部事務局財務統括部が行っている

以上、横浜YMCA内における指定管理施設の業務遂行にあたって、執行状況を管理、把握し、過ち等が生じないように、または速やかな是正が行えるシステムとしている。

先に記した、県条例、ふれあいの村条例、旅館業法、安全基準や施設管理における法令等、ふれあいの村の管理者として遵守すべき事項は多岐多様にわたるが、全てにおいて確実に行わなければならない。そして更に私たち横浜YMCAは公益法人としての社会的な使命、指定管理者としての社会的責任も負っている。I章で述べてきた、利用者からの苦情や要望への対応や、次に述べる情報公開等は公の施設の責任者としても誠意ある管理を行い、利用者、県民から広く信頼を得られることにつなげる。

## (2) 個人情報保護の考え方について

情報、通信機器の発達により高度な情報通信社会になり、個人に関する情報の漏洩が多発し、犯罪につながる例も増加している。

横浜YMCAでは会員から間接、直接的に個人情報を取得している。個人情報を適切に



管理することは取得者の社会的責任であると認識する。三浦ふれあいの村の指定管理者としても当然のことである。

<個人情報保護規定に関して>

個人情報の保護は指定管理基本協定の中に挙げられている。公の施設の設置条例、個人情報保護条例の規定内容を考慮し、基本協定で示されている事項の遵守が具体的個人情報保護につながる。原則的には以下の項目である。

・秘密の保持

指定期間中は業務により知り得た個人情報の漏洩をしない。指定期間終了後、指定期間を取り消された場合も同様とする。

・関係法令及び県の指示を遵守する

・情報の収集制限

個人情報取得には業務遂行の目的範囲内で適法且つ公正に行う。

・利用目的の特定及び制限

取得した個人情報を当該指定管理業務以外で利用したり第三者に提供しない。又本人の同意及び県の指示・承諾無しに目的以外に利用しない。

・委託の禁止

個人情報の処理は第三者に委託しない。

・個人情報の複写、複製の禁止

・県の調査への協力、勧告

個人情報の取り扱いに関し、県が行う随時の調査に協力する。

・資料等の返還

指定管理終了時に個人情報が記載された資料等を県に返還する。

・個人情報の適正処理

個人情報の漏洩、逸失、棄損、本人からの開示請求及び苦情への適切な対応、個人情報の適切な管理のための取扱規程を作成し、県の承認を得て公表する。

・情報開示に関わる費用の負担を決める。

以上の事項は三浦ふれあいの村の規定の中に記す。

<横浜YMCA個人情報保護規定に関して>

横浜YMCAでは以下の者が責任を持って個人情報管理を行う。

・管理責任者

事業所長、施設長、園長、校長、各指定管理施設責任者

・総責任者

横浜YMCA 総主事 田口努

個人情報保護法等に則して横浜YMCAの規定を定める。内容は以下である。

・直接・間接的に知り得た個人情報を適切に管理し、そのための内部規定を定め徹底した個人情報保護に努める

・当該個人情報の保護に適用される法令及び諸規則、内部規定を遵守し、職員に周知徹底し、実行させる

・個人情報保護を目的とする管理体制を確立し、個人情報の取得、利用、提供において

は次の種別により行う

横浜YMCA実施プログラムの運営に関わる名簿作成

横浜YMCAに関わる旅行、保険の名簿作成

各種キャンペーン、募金、バザー、フェスタ等、プログラム等に関する案内連絡  
ボランティア募集案内

領収書、請求書の発行

各種キャンペーンの案内

広報媒体を通じたサービスの提供

請求された案内書の送付

メールマガジンの配信

次に指定管理業務遂行にあたり特に考慮するものとして横浜YMCAが行う項目をあげる。

- ・個人情報保護のために県の施策に協力する。
- ・指定管理業務内で個人情報を取得する場合は目的達成のために必要な範囲内で適正、且つ公正な手段により取得する。
- ・センシティブな個人情報の保護に努め、取り扱いについては神奈川県教育委員会のガイドラインの規定に準じる
- ・指定管理業務で個人情報を扱う際は、利用目的を限定する。
- ・本人の同意と県の指示又は承諾無しに本来の利用目的外での利用をしない。
- ・個人情報を取得する際は事前にその目的を公表する。
- ・法令に基づく場合を除き、事前に県の指示、承諾、本人の同意無く個人情報を第三者に提供しない。
- ・個人情報のデータを正確且つ最新の内容に保つための努力を行う。
- ・個人情報の漏洩、逸失、毀損の防止、安全管理のために適切な措置を講じる。
- ・個人情報の取り扱いに関して職員に対し、安全管理上、適切な指示、監督を行う。
- ・個人情報の処理は第三者に委託しない。また、委託する際は県の承諾を得る。
- ・県から承諾された場合を除き、個人情報の複写、複製は行わない。県から提供された資料等も同様である。
- ・県から実施する指定管理業務内の個人情報の状況調査に協力する。
- ・職員が個人情報を業務内で知り得た場合、目的外に使用しないように指導、監督をする。
- ・取得した個人情報は指定管理期間が終了した際、県に返還、引き渡しを行う。県の指示がある場合は従う。
- ・指定管理業務内で取得した個人情報について、本人から情報開示を求められた際は、生命、財産等の権利利益を害する特別な場合を除き、速やかに本人に開示する。
- ・指定管理業務内で取得した個人情報を開示する際は事前に県に承諾を取り、必要な経費が発生した場合は請求者負担とする。
- ・指定管理業務内で提供された個人情報が事実と異なる場合、利用目的の範囲内で早急に訂正を行い本人に通知する。

- ・指定管理業務内で取得した個人情報があるべき取得方法以外で取得された情報であることが明確化され、当該者から利用の停止、消去を求められた際は違反停止のため必要な限度でこれを行う。
- ・個人情報提供者が第三者への個人情報の提供の停止を求めた場合、理由に正当性がある場合は第三者への提供を停止する。
- ・個人情報の取り扱いに関して、安全性を高めるために三浦ふれあいの村で個人情報管理者を設置する。
- ・個人情報管理のための取り扱いに関する規定を整備し、研修を行い、必要な措置を講ずる。
- ・指定管理業務内で取得した個人情報の取扱いは適正に行い、取り扱いに関する苦情等には適切、迅速な処理を行う。

#### <指定管理者として具体的留意点>

- ・三浦ふれあいの村所長が施設内における個人情報に関する責任者とし担当者を指名し、適切な処理が行われているか指導、監督する。職員への研修は入職時及び定期的な職員研修等で実施する。
- ・指定管理者として行政文書を扱う行政機能の一部を担う者としての自覚を持ち適切、厳正な措置を取る。
- ・神奈川県情報公開条例、関係法令遵守のため現状を把握し個人情報保護マニュアルを作成し、職員に周知徹底する。
- ・個人情報保護強化のため「プライバシーマーク」(Pマーク)の取得を目指す。
- ・個人情報取得(含映像等)の際は対象者にその理由と条件を提示する。
- ・電子情報機器等にはパスワードを設定する。
- ・個人情報が含まれる書類、データの責任者の許可無き施設外持ち出しの禁止。
- ・本部事務局による内部監査を実施し個人情報保護マニュアルの運用をチェックする。
- ・許可を受けた専従職員以外で許可無き者には電子情報機器等の操作をさせない。
- ・その他、予測できない事態等が生じた際は神奈川県主管部署と相談の上対処する。

個人情報保護に関しては電子情報機器の更なる発達に伴い、様々な事態が生じることが予想される。状況の変化に柔軟に対応すべく、日常の業務に置いても十分な注意、配慮を行うことで備えたい。

#### (3)その他について ―環境配慮に関して―

環境保全、環境への配慮は人間として当然の義務である。地球温暖化が指摘され特にそのことに関して行政をはじめ民間でも大きなテーマとして掲げられている。日本は将来的に二酸化炭素排出量の25%削減を掲げている。関係企業特有の課題なのか、国民全体で捉えるべき課題なのか、あるいは25%削減が無理な数字と思うか。一人ひとりでは、1施設では小さな事しかできなくても、それが積もって大きな課題を解決するのか、その事を考え三浦ふれあいの村の環境への配慮を提案する。

#### <三浦ふれあいの村としての取組>

蒸し暑い夏の時期に、冷たい川の流れに足を入れた時の心地よさは体験した者でないとわからない。木陰の涼しさや春の陽ざしの暖かさも同様である。自然の中で生きることを

許されるのは人間だけの特権ではなく、他の生命全てのために地球は存在している。

自然は全ての生命のものであり、「自然」について、YMCAは、「先人たちから譲り受けたものではなく、未来の子どもたちからの預かりもの」として次の世代へ渡していけるような考え方をし、それを発信していく。指定管理事業の中で行う一つひとつのことが、環境保全につながると考え、二酸化炭素が1990年の水準まで削減させるという神奈川県地球温暖化対策推進計画にも寄与できるような取組を行う。又、ISO14001に準じた対応を行えるようにする。

ふれあいの村全体で「もったいない」という意識を持ち、省エネルギーに取り組む。  
(循環型社会作りを目指して)

- ・再生紙の利用と紙の再利用

コスト高になるが再生紙を利用し、両面利用や裏紙の利用も図る。用紙の購入量を限定し、それを上回る場合は稟議書を起案する。文具類も同様にする。内部会議等で使用する用紙は削減を図り、資料の共有化、パソコンを利用しての情報共有を試みる。

- ・省エネの意識を高める。水光熱費は前年度を上回らないことを目標とし、達成のために利用者へも利用者説明会、入村時説明等で呼び掛ける。職員は電気機器のスイッチをこまめに切り、空調機の温度設定も計画的に行う。水道や電気スイッチに張り紙等を行い、利用者、職員が協力して省資源に努める。

- ・利用者へのゴミの持ち帰りをお願いする。管理事業で出たゴミも分別し専門業者へ処理を依頼する。産業廃棄物も同様に専門業者へ依頼する。

- ・食材の処理には堆肥の作成を図りコンポストの利用を計画するが、野生動物等の出現を考慮して行う。

- ・施設の修繕は職員で行えるものは積極的に行う。

- ・自然エネルギーの利用を指定管理期間内に導入できるように計画する。

- ・リユース(再利用)、リサイクル(再生)、リデュース(総量規制)を利用者へ掲示し、施設内での協力をお願いする。

- ・公用車両のハイブリット化やアイドリングストップ等を図り、脱化石燃料に貢献する。

- ・使用する食器洗剤は環境に配慮したものとする

- ・地域や学校における環境教育の発信を行えるように、教員に向けての環境教育事業を計画、実施する。

(環境保全への取組として)

- ・施設内の植物の維持に努める。三浦ふれあいの村は海浜に隣接して位置し、植生も豊かである。樹木の管理を計画的に行い、樹木が減少することのないようにみどりの保全、再生と活用を図る。

- ・建物内に鉢植え等の植物を計画的に配置し、利用者へのサービス向上にも繋げる。

- ・環境保全に関係する団体等と協力し海浜の自然保護や美化に関しての活動を行う。

- ・循環型社会作りと同様に環境教育の発信を行うために、教員向け事業を企画する。

- ・施設内の美化に努め、職員の意識を高める。

- ・環境に優しい燃料の導入を計画する。

・三浦地区特有の生態系と環境破壊との関連についての学習プログラムを企画する

### 3. その他

#### (1) これまでの実績について

横浜YMCAは創立126年目を迎えた。創立以来、多様な事業を行ってきた。どの事業も中心にあるのは「人」であった。近年、指定管理事者の指定を受けることが適い、今までの事業では行えなかったパブリックサービス活動を行えるようになった。

指定管理者の指定を受けたもの（関連法人を含む）

横浜市踊場地区センター（指定管理者）

横浜エイズ市民活動センター（指定管理者）

横須賀市立市民活動サポートセンター（指定管理者、関連法人）

横浜市鶴見中央ケアプラザ（指定管理者、関連法人）

野外活動施設との関わり

富士山YMCA（野外教育施設、関連法人）

静岡県富士宮市に所在、未来の子どもたちへのプレゼントとして2007年開設、100年計画で敷地全体の将来計画を策定し取り組む、通年利用可

約14万坪の牧場跡地の草原状の敷地

メインホール、宿泊棟（3タイプ120名収容可）、キャンプ支援センター

浴室等、シャワー・便所等、リーダー宿舎、その他を設置

千葉県少年自然の家（関連法人PFI特別目的会社へ職員出向派遣）

国際青少年センター東山荘（野外・研修施設運営の関連法人へ職員出向派遣）

横浜YMCAが加盟・構成する日本YMCA同盟所有、

同法人は主管庁である文部科学省から特定公益増進法人の認定を受けており、その際、当施設も青少年施設として認められている

静岡県御殿場市に所在、1915年（大正4年）開設、2万坪の敷地、通年利用本館棟（事務所、200名収容の食堂、200名収容の講堂、集会室多数）、

宿泊棟8棟（500名収容可、棟毎に異なるタイプ）、体育館、

シャワー・リネン棟、黙想館、ネイチャーセンター棟、工芸室、

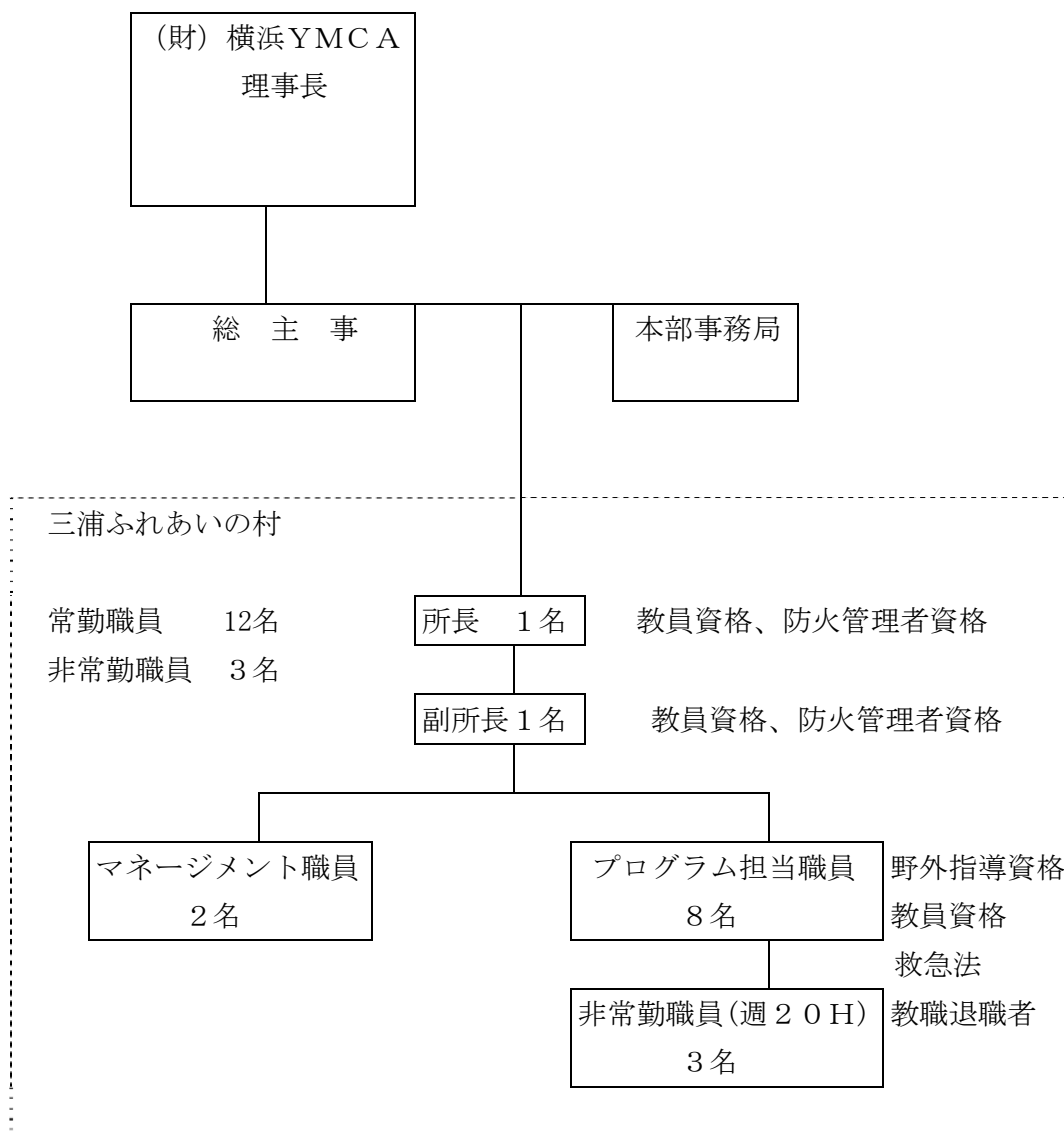
バーベキュー場、職員宿舎棟、その他を設置

米国野外活動施設への職員長期研修派遣

以上

（※1）欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

三浦ふれあいの村 運営組織



<横浜YMC A運営組織>

